

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和５年７月６日

東広島市長 高 垣 廣 徳

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

御菌宇複合商業施設

（２）所在地

東広島市西条町御菌宇6507番地外

２ 変更に係る事項

（１）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）

荷さばき施設No.	位 置	面 積
３ A	A棟南側	５５平方メートル
３ B	B棟南側	４６平方メートル
３ C	C棟北側	３２平方メートル
	合計	１３３平方メートル

（変更後）

荷さばき施設No.	位 置	面 積
３ A	A棟南側	５５平方メートル
３ B	B棟南側	４６平方メートル
３ C	C棟北側	３２平方メートル
３ D	A棟北側	４０平方メートル
	合計	１７３平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ププレひまわり	午前 9 時 0 0 分	午後 1 0 時 0 0 分
株式会社タカミヤ	午前 4 時 0 0 分	午後 1 0 時 0 0 分
有限会社住田	午前 8 時 0 0 分	午後 9 時 3 0 分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ププレひまわり	午前 9 時 0 0 分	午後 1 2 時 0 0 分
株式会社タカミヤ	午前 4 時 0 0 分	午後 1 0 時 0 0 分
有限会社住田	午前 8 時 0 0 分	午後 9 時 3 0 分

②来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前)

駐車場No.	駐車場可能時間帯
1	午前 3 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで

(変更後)

駐車場No.	駐車場可能時間帯
1	午前 3 時 3 0 分から午前 0 時 3 0 分まで

③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
3 A	午前 8 時 0 0 分から午後 9 時 0 0 分まで
3 B	午前 6 時 0 0 分から午後 9 時 0 0 分まで
3 C	午前 7 時 0 0 分から午後 9 時 0 0 分まで

(変更後)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
3 A	午前 6 時 0 0 分から午後 9 時 0 0 分まで
3 B	午前 6 時 0 0 分から午後 9 時 0 0 分まで
3 C	午前 7 時 0 0 分から午後 9 時 0 0 分まで
3 D	午後 1 0 時 0 0 分から午前 8 時 0 0 分まで

3 変更年月日及び変更の理由

変更年月日	変更の理由
令和 5 年 8 月 2 1 日	ドラッグストアのお客様の利便性向上を図るため。また、商品配送計画の見直しのため。

4 届出年月日

令和 5 年 6 月 2 8 日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和5年7月6日（木）から令和5年11月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課

東広島市西条栄町8番29号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年11月6日（月）

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課